

工場排水試験方法

正 誤 票

区分	位 置	誤	正
目次		11.1 刺激度及び色度座標を用いる方法	11.1 刺激値及び色度座標を用いる方法
本体	3.3 b) 9)	ひ素, アンチモン…, 有機物及び多量の硝酸塩イオン…保存する。	ひ素, アンチモン…, 有機物及び多量の硝酸イオン…保存する。
	11.1	11.1 刺激度及び色度座標を用いる方法	11.1 刺激値及び色度座標を用いる方法
	12.1 e) 5)	再び 3)…測定値が $\pm 0.05^{(12)}$ で…算出する。	再び 3)…測定値が $\pm 0.1^{(12)}$ で…算出する。
	12.1 備考 6., 備考 7.	6. イオン強度の…, 特別な注意が必要である。 溶解性の低いガラス…勧める。参照電極は…接地しなければならない。 7. 妨害 温度, ある種の気体及び…	6. イオン強度の…, 特別な注意が必要である。 7. 溶解性の低いガラス…勧める。参照電極は…接地しなければならない。 8. 妨害 温度, ある種の気体及び…
	21. 注 ⁽¹⁾	石英ガラス…蒸留器で精製したもの。	石英ガラス…蒸留器で精製したもの。 又は, 同等のもの。
	22. 備考 2)	無機体炭素 (TIC) 水中に存在する…含量。すなわち, 全二酸化炭素, …チオシアン酸イオン(*)中の元素状の炭素の含量。	無機体炭素 (TIC) 水中に存在する…含量。すなわち, 元素状, 全二酸化炭素, …チオシアン酸イオン(*)中の炭素の含量。
	22. 備考 3)	有機体炭素 (TOC) 水中に存在する…含量。すなわち, …チオシアン酸イオン中の炭素及び元素状の炭素の含量。	有機体炭素 (TOC) 水中に存在する…含量。すなわち, …チオシアン酸イオン中の炭素の含量。
	22.1 注 ⁽⁵⁾	試料の炭素の濃度…, 又は一定の倍率で薄める。	試料の炭素の濃度…, 又は一定の倍数に薄める。
	22.1 備考 3. 5)	全量フラスコ 50 ml…速やかに加え減栓し, …測定する。	全量フラスコ 50 ml…速やかに加えて密栓し, …測定する。
	33.2	試料に硫酸 N, N-ジエチル-p-フェニレンジアンモニウム (DPD) を加え, 残留塩素との…定量する。	硫酸 N, N-ジエチル-p-フェニレンジアンモニウム (DPD) を比色管にとり, これに試料を加え, 残留塩素との…定量する。
	33.4 c) 1)	1) 試料 ⁽⁴⁾ の適量 (Cl 2.5~150 μg を含む。)をメスシリンダー (有栓形) 50 ml にとり, りん酸塩緩衝液 (pH6.5) 2.5 ml と DPD 希釈粉末 0.5 g とを加え, 水を標線まで加える。	1) 試料 ⁽⁴⁾ の適量について, 33.2 の c) 1) の操作を行う。
	33.4 d) 1), 2)	1) 塩素標準液 (Cl 5 $\mu\text{g}/\text{ml}$) 0.5~30 ml をメスシリンダー (有栓形) 50 ml に段階的にとる。 2) それぞれの標準液について, c) 1) 及び 2) の…関係線を作成する。	1) 塩素標準液 (Cl 5 $\mu\text{g}/\text{ml}$) 0.5~30 ml について, c) 1) 及び 2) の…関係線を作成する。

区分	位 置	誤	正
本体	34.1 注 ⁽¹⁾	結晶質のもので…用いる。この場合、… (F ⁻ 2 µg/ml) 10 ml を…確認する。	結晶質のもので…用いる。この場合、… (F ⁻ 2 µg/ml) 50 ml を…確認する。
	34.1 注 ⁽⁶⁾	試料中に…加えておく。受器中の…、必要に応じて水酸化ナトリウム溶液 (40 g/L) を滴加する。	試料中に…加えておく。受器中の…、必要に応じて水酸化ナトリウム溶液 (40 g/L) を滴加する。ただし、蒸留後の定量に、34.3 のイオンクロマトグラフ法を適用する場合は、フェノールフタレイン溶液 (5 g/L) を加えず、pH 試験紙によって液性を判別する。
	34.2	定量範囲：F ⁻ 0.2～10 mg/L, 繰返し…	定量範囲：F ⁻ 0.1～100 mg/L, 繰返し…
	34.2 a) 4)	4) ふっ化物イオン標準液 (F ⁻ 5 mg/L) ふっ化物イオン標準液…。使用時に調製する。	(全文削除)
	34.2 a) 5)	5) ふっ化物イオン標準液 (F ⁻ 1 mg/L) ふっ化物イオン標準液 (F ⁻ 5 mg/L) …全量フラスコ 100 ml にとり、…使用時に調製する。	4) ふっ化物イオン標準液 (F ⁻ 1 mg/L) ふっ化物イオン標準液 (F ⁻ 10 mg/L) …全量フラスコ 200 ml にとり、…使用時に調製する。
	34.2 a) 6)	6) ふっ化物イオン標準液 (F ⁻ 0.5 mg/L) ふっ化物イオン標準液…。使用時に調製する。	(全文削除)
	34.2 a) 7)	7) ふっ化物イオン標準液 (F ⁻ 0.2 mg/L) ふっ化物イオン標準液…全量フラスコ 100 ml にとり、…使用時に調製する。	5) ふっ化物イオン標準液 (F ⁻ 0.1 mg/L) ふっ化物イオン標準液…全量フラスコ 200 ml にとり、…使用時に調製する。
	34.2 注 ⁽⁹⁾	液間電位差…単一ジャンクションの…望ましい。	液間電位差…単一液絡形の…望ましい。
	34.2 注 ⁽¹⁸⁾	ふっ化物イオン標準液…範囲に入り、ふっ化物イオンの濃度 0.2～10 F ⁻ mg/L の間の…なる。	ふっ化物イオン標準液…範囲に入り、ふっ化物イオンの濃度 F ⁻ 0.1～100 mg/L の間の…なる。
	34.2 備考 4.	参考 この溶液は、市販品がある。	(全文削除)
	35.3 a) 16)	JIS K 8962 に…放冷する。その 1.479 g をとり、…加える。	JIS K 8962 に…放冷する。その 1.815 g をとり、…加える。
	35.3 備考 8.	ここに、W ₁ ：第 1 ピークのピーク幅 (S) W ₂ ：第 2 ピークのピーク幅 (S)	ここに、W ₁ ：第 1 ピークのピーク幅 (s) W ₂ ：第 2 ピークのピーク幅 (s)
	39.1 注 ⁽⁵⁾	溶存の…、備考 2.によるろ過…行う。	溶存の…、備考 3.によるろ過…行う。
	42. 備考 1.	インドフェノール…、省略できる。また、…、妨害物質を含まない試料では蒸留処理を省略できる。ただし、3.3 の…試料採取後直ちに試験する。	インドフェノール…、省略できる。また、…、妨害物質を含まない試料に適用し、3.3 の…試料採取後、直ちに試験する。
	42.4 備考 12. 1)	試料中の…、ヒドラジニウムイオン (N ₂ H ₅ ⁺) (ヒドラジン) は 1 mg/L 以下では影響しないが、…。	試料中の…、ヒドラジニウムイオン (N ₂ H ₅ ⁺) は 1 mg/L 以下では影響しないが、…。
	43.1.1 c) 1)	3.2 で…、水を加えて約 10 ml とする。	3.2 で…、水を加えて 10 ml とする。
	43.1.1 c) 4)	空試験として水約 10 ml を…補正する。	空試験として水 10 ml を…補正する。
	図 43.1 a)	a) 銅・カドミウム	a) 銅・カドミウムカラム
	43.2.3 注 ⁽⁶⁾	注 ⁽⁴⁾ による。ただし、…定量する。	注 ⁽²⁾ による。ただし、…定量する。

区分	位 置	誤	正
本体	43.2.5	試料中の…イオンも同時定量できる。硝酸イオンを同時定量する場合には、…試験する。	試料中の…イオンも同時定量できる。硝酸イオンを定量する場合には、…試験する。
	44.1 注 ⁽²⁾	インドフェノール…0.23 mg 以上、有機体窒素と…含むようにする。	インドフェノール…0.23 mg 以上とする。いずれも有機体窒素と…含むようにする。
	46.3.1 注 ⁽¹⁶⁾	4)の操作後…、5)の操作を行う。…、7)の式の $\frac{60}{25}$ に代え、 $\frac{60}{25}$ を用いる。	4)の操作後…、5)の操作を行う。…、7)の式の $\frac{60}{25}$ に代え、 $\frac{60+c}{25}$ を用いる。
	46.3.1 注 ⁽¹⁷⁾	1)の操作において、…算出する。 また、… $\frac{60}{25}$ に代えてそれぞれ $\frac{60}{25}$ 、 $\frac{(60+b)}{25}$ 又は $\frac{(60+b)}{25}$ を用いる。	1)の操作において、…算出する。 また、… $\frac{60}{25}$ に代えてそれぞれ $\frac{61}{25}$ 、 $\frac{(60+b)}{25}$ 又は $\frac{(61+b)}{25}$ を用いる。
	46.3.2 d)	46.3.1 c) 7)の…作成する。	46.3.1 d)の…作成する。
	46.3.3 d)	46.3.1 c) 7)の…作成する。	46.3.1 d)の…作成する。
	47.4 a) 2.1)	イットリウム溶液 (Y 50 mg/ml)	イットリウム溶液 (Y 50 µg/ml)
	47.4 a) 2.2)	インジウム溶液 (In 50 mg/ml)	インジウム溶液 (In 50 µg/ml)
	48.3 a) 9)	アンモニウムイオン標準液…及びマグネシウム標準液 (Mg 5 mg/ml) 20 ml を…調製する。	アンモニウムイオン標準液…及びマグネシウム標準液 (Mg 1 mg/ml) 20 ml を…調製する。
	52.2 備考 4.	銅の濃度が…、カドミウム、ニッケルなどの…使用できる。	銅の濃度が…、カドミウム、コバルト、ニッケルなどの…使用できる。
	52.4 a) 9)	JIS K 8247 に…溶かす。過酸化水素水 (10 g/L) JIS K 8230 に…追い出す。	JIS K 8247 に…溶かす。過酸化水素 (1 + 9) JIS K 8230 に…追い出す。
	52.4 備考 7.	準備操作…操作する。また、…、コバルト、バナジウムなどのそれぞれの定量…できる。	準備操作…操作する。また…、コバルト、モリブデン、バナジウムなど、それぞれの定量…できる。
	52.4 備考 7. 1)	試料 500 ml (又は 100～500 ml の定量) を…煮沸する。	試料 500 ml (又は 100～500 ml の一定量) を…煮沸する。
	52.4 備考 9. 3)	空試験…の吸光度を補正し、…作成する。	空試験…の発光強度を補正し、…作成する。
	52.5 a) 3.1)	47.の備考 5. 5)による。	47.の備考 5. 6)による。
	52.5 c) 1)	試料を 5.5 によって処理する。	試料を 5.5 によって処理する。ただし、クロムを定量する場合は、前処理に 5.3 は用いない。
	52.5 注 ⁽²⁴⁾	妨害物質…推定することができる。すなわち、…濃度が 10 ng/ml 分だけ増加するように、…考えられる。	妨害物質…推定することができる。すなわち、…濃度が 10 ng/ml だけ (ただし、試料中の測定元素の濃度が高い場合には、増加分が精度よく測定できるように、試料中と同程度の濃度だけ) 増加するように、…考えられる。
	55.3 備考 6.	備考 6. 準備操作…準じた操作を行うとよい。	(全文削除)
	58.4 c) 1)	試料を 5.5 によって処理する。	試料を 5.5 によって処理する。ただし、クロムを定量する場合は、前処理に 5.3 は用いない。
	62.4 a) 6)	5)の混合標準液…、硝酸 (1+1) …加える。	5)の混合標準液…、塩酸 (1+1) …加える。
	63.3 d)注 ⁽⁴⁾	47.の注 ⁽⁹⁾ による。	47.の注 ⁽⁸⁾ による。

区分	位 置	誤	正
本体	63.3 d)注 ⁽⁵⁾	47.の注 ⁽¹⁰⁾ による。	47.の注 ⁽⁹⁾ による。
	64.1	試料を…，ビスマス及びよう化物イオンを反応させ，…定量する。	試料を…，ビスマスとよう化物イオンとを反応させ，…定量する。
	65.1.1 注 ⁽²⁾	クロムの濃度が，…行う。ただし，…[鉄 (III)] 0.5 ml [61.の備考 1.3)による。]を加える。	クロムの濃度が，…行う。ただし，…鉄 (III) 溶液 (Fe 10 mg/ml) [61.の備考 1.3)による。] 0.5 mlを加える。
	65.1.2 c) 1)	試料を 5.又は…処理する。	試料を 5. ⁽¹⁾ 又は…処理する。
	65.2.1 備考 9.	備考9. 試料が着色している場合，酸性にしたとき，クロム (VI) を還元する物質が共存する場合は，定量は困難である。…妨害物質には，備考 3.に…ある。 : — 亜硝酸体窒素は，…赤紫色のクロム (VI) -1,5-ジフェニルカルバジド錯体…妨害する。	備考9. 試料を酸性にしたとき，クロム (VI) を還元する物質が共存する場合は，c)の操作では定量は困難である。…妨害物質には，備考 2.に…ある。 : — 亜硝酸体窒素は，…赤紫のクロム (VI) -1,5-ジフェニルカルバゾン錯体…妨害する。
	66.2.1 b) 4.1)	ガラス製，…長さ 400～1 500 nm	ガラス製，…長さ 400～1 500 mm
附属書 1	III. b) 1)	共栓三角フラスコ…この溶液 50 ml をとり，…加える。	共栓三角フラスコ…調製したフェノール標準液 (C ₆ H ₅ OH 1 mg/ml) 50 ml をとり，…加える。
	附属書 1 図 2	N ₂	N ₂
	X. 備考 1. b)	強酸性…，吸収化合物の生成を妨害する。	強酸性…，インドフェノール青の生成を妨害する。
	XV. a) 14)	各元素の標準液 (1 mg/ml) ⁽⁵⁾ 5 ml を全量フラスコ…加える。	各元素の標準液 (0.1 mg/ml) ⁽⁵⁾ 50 ml [水銀の場合は，本体 66.1.1 a) 7)水銀標準液 (Hg 0.5 mg/ml) 10 ml] を全量フラスコ…加える。

訂 正 票

位 置	誤	正
7.* 構成表	川 瀬 昇 本 郷 秀 明	川 瀬 晃 本 郷 秀 昭
解説付表 2 項目の 2.	n) 試薬 標準溶液の調製に使用する試薬は 国家計量標準（計量法第 134 条）に規定す るトレーサビリティが確保されたものを用 いることが望ましいことを記載した。	n) 試薬 標準液は国家計量標準（計量法第 134 条）に規定するトレーサビリティが確保 されたものを用いる。
項目の 11. 項目の 28.1	11. 色 対象となる…図 38.2 を引用した。酸化性物 質、硫黄化合物の妨害除去…添加を追加し た。	11. 色度 対象となる…図 38.2 を引用した。酸化性物質、 還元性物質の妨害除去…添加を追加した。
項目の 33.2	市販の…記載した。…酸化性物質による妨 害と抑制方法を記載した。	市販の…記載した。…酸化性物質による妨害 と補正方法を記載した。
項目の 42.	旧規格の…は削除した。 妨害物質を…イオン電極法及びイオンクロ マトグラフ法を追加記述した。	旧規格の…は削除した。 妨害物質を…イオン電極法を追加記載した。
項目の 50.3	なお、④～⑦について…使用できることに した。	なお、④～⑦及び Sn について…使用できる ことにした。
* 解説 7. (原案作成委員会の構成表) は、上記委員名を訂正するとともに解説付表 2 の次頁に移動する。したが って、解説付表 1 から解説付表 2 まで掲載頁を繰り上げる。		

訂正票とは、規格本体以外（解説ほか）に対する正誤を表します。

平成 20 年 11 月 4 日作成